

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年八月二十八日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第八号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第一条 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条、第三十一条及び第三十九条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第五十条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第六十条、第六十九条第一項、第八十三条第一項、第九十四条及び第二百二条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

（奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第三条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第二十四条第四項及び第六十八条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

（奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第四条 奈良県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項及び第三十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め

る。

（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第五条 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号及び第十二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第六条第一項及び第四十六条第一項中「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第五十七条第二項及び第五十八条中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第一百六条第四項及び第一百五十三条第三項中「規定する」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第九十六条第一項第二号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第二百一条の四第一項第二号並びに附則第六条第一項及び第二項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。